



～学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について～ 教職員課

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第12号)」が平成18年4月1日から施行された。これに伴い、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用も一部改められた。

1 改正の概要

(1)病気休暇期間の上限を規定(第11条関係)

取得期間を、「90日の範囲内において」と規定する。

(2)家族看護休暇の新設(第12条第7号関係)

学校職員が、配偶者、父母、子(中学校就学の始期に達するまでの子を除く。)及び配偶者の父母等の看護をするため勤務しないことが相当であると認められるときに、一暦年において3日の範囲内の期間で休暇を取得できることとする。

(3)子育て休暇の「学校等が実施する行事」の拡大(第12条第6号関係)

「学校等が実施する行事」とは、入学(園)式、卒業(園)式、授業(保育)参観、家庭訪問及び保護者説明会(子が入学(園)を予定している学校等が実施する入学(園)説明会等を含む)に改める。

2 改正に当たっての留意事項

1の(2)について・・・看護の内容は、負傷、疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話をいうものであること。負傷、疾病とは、

その程度や特定の症状に限るものではなく、風邪、発熱等を含めてあらゆる負傷、疾病が含まれることとする。

「勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、家族の看護を行う場合において、家族の看護の必要があり、職員以外に家族の看護を行う者がいないことから勤務しないことが「相当である」と認められる状態をいうこと。したがって、職員以外に家族の看護を行う者がいる場合は「相当である」とは認められないこと。ただし、他に家族の看護を行うことが可能であると思われる者がいることをもって、直ちに勤務しないことが「相当である」と認めないというわけではなく、実際に職員が家族の看護を行う必要があるか否かにより判断するものである。

また、この休暇は、1日又は1時間を単位として与えられる。この場合、1時間を単位とする休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

1の(3)について・・・その子が在籍する学校等が実施する行事に出席するため休暇を取得する場合、承認するに当たっては、当該行事に係る学校等からの通知等を提出させて確認する。

社会の変化に対応して、法規等も改正されてきた。今回の改正は、少子化等に伴う改正であり、各学校では、改正の趣旨を理解し、適切に処理していくことが大切である。